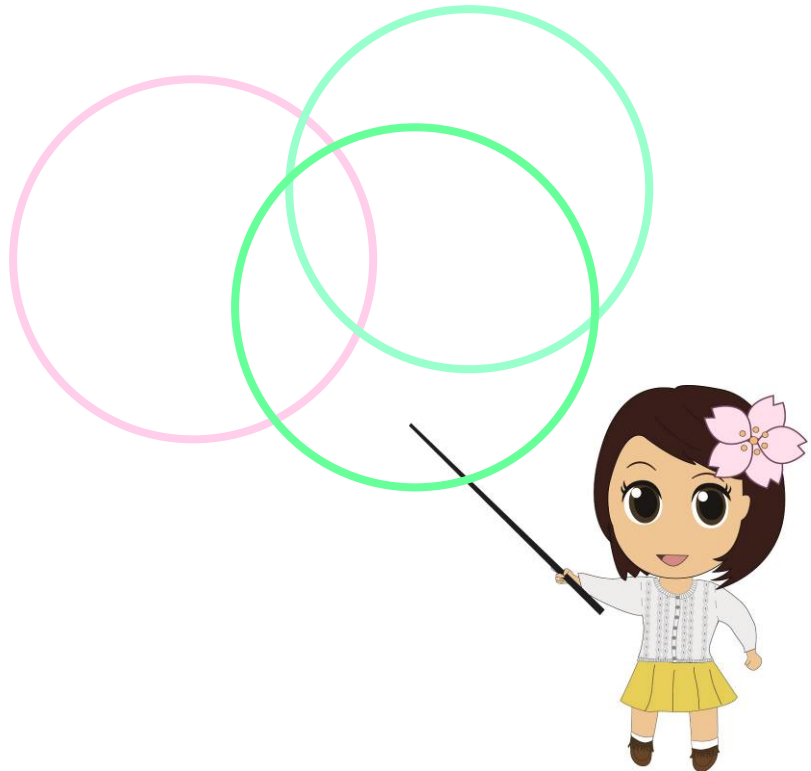


日光市ひとり親家庭等 応援ガイドブック



日 光 市

は じ め に

「日光市ひとり親家庭等応援ガイドブック」は、ひとり親家庭の方や寡婦の方が相談できる窓口や、利用できる制度等の概要をご紹介します。困ったときは一人で悩まず、ご相談ください。

紹介する制度の対象となる方は、次のように表示しています。

母子家庭が対象のもの	・・・	母
父子家庭が対象のもの	・・・	父
寡婦家庭が対象のもの	・・・	寡



※掲載内容は概要です。制度によって対象の範囲や条件等が異なり、対象にならない場合があります。詳しくは、各「問い合わせ先」にご確認ください。

✚ ひとり親家庭とは

次のいずれかに該当する方が20歳未満の子どもを養育している家庭をいいます。

- 配偶者が亡くなった方で、現在配偶者がいない方
- 配偶者と離婚した方で、現在配偶者がいない方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 配偶者が海外に居るため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が法令により長期間拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- 配偶者が精神または身体の障がいにより長期間働けないため、その扶養を受けることができない方
- 婚姻によらないで母又は父となった方で、現在配偶者がいない方

✚ 寡婦とは

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが20歳に達した後もなお、現在配偶者がいない方をいいます。

も く じ

1. ひとり親家庭の主な手続き P1

- (1) 市役所で行う手続き（主なもの）
- (2) その他、個人の状況により行う手続き（主なもの）

2. 困ったときの相談 P2

- (1) ひとり親家庭等に関する相談
- (2) 養育費や親子交流に関する相談
- (3) 子どもや家庭に関する相談

3. 手当・年金のこと P4

- (1) 手当について
- (2) 年金について

4. 暮らしのこと P5

- (1) 日常生活支援について
- (2) 子育て支援サービスについて
- (3) 医療について
- (4) 貸付について
- (5) 住まいについて

5. 仕事のこと P9

- (1) 就労支援について
- (2) 就労支援、資格取得に向けての給付金等について

6. 優遇制度のこと P11

- (1) 優遇制度について

1. ひとり親家庭の主な手続き

主な手続きを掲載しましたので、必要に応じて、
手続きの参考にしてください。



(1) 市役所で行う手続き（主なもの）

No	主な手続き	問い合わせ先	対応時間	対象
①	戸籍（離婚や子の氏の変更など）や住所、印鑑登録の変更等に関する手続き ※お子さんの氏の変更については、一般的には家庭裁判所への申立てが必要です。	☎(0288)21-5111 ■市民課	8:30~17:15 (年末年始を除く)	母 父 寡
②	国民年金・国民健康保険の変更等に関する手続き	☎(0288)21-5110 ■保険年金課	平日 8:30~ 17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡
③	児童手当・子ども医療費助成に関する手続き	☎(0288)21-5101 ■子ども家庭支援課		母 父 -
④	児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成に関する手続き	☎(0288)21-5101 ■子ども家庭支援課		母 父 -
⑤	保育園や放課後児童クラブ等に関する手続き	☎(0288)21-5186 ■保育課		母 父 -
⑥	小学校・中学校転校等に関する手続き	☎(0288)21-5167 ■学校教育課		母 父 -

※延長窓口：①市民課、②保険年金課は、毎週火・木曜日に19時まで延長窓口を開設しています。
(祝休日、年末年始を除く)

※土日祝休日及び延長窓口の時間帯は、他の機関（市町村等）への問い合わせが必要な手続き等については取り扱えない場合がありますので、ご注意ください。

※④の制度は、申請月の翌月からの認定となります。お早目に手続きをお願いします。

(2) その他、個人の状況により行う手続き（主なもの）

□身分証明書の変更手続き（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、ほか）

□預金口座、クレジットカード、生命保険、電話、電気・ガス・水道料金・車検等にかかる住所、氏名、引き落とし口座等の変更手続き

2. 困ったときの相談

困っていることや悩んでいることがあれば、お気軽にご相談ください。



(1) ひとり親家庭等に関する相談

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	母子・父子自立支援員による総合相談	ひとり親家庭や寡婦の方が日頃抱えている悩みや問題について問題解決のお手伝いをします。	☎(0288)21-5148 ■子ども家庭支援課	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡

(2) 養育費や親子交流に関する相談

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	養育費等相談支援センター	子ども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流に関する当事者からの相談を実施します。	☎(03) 3980-4108 (ご希望により、センターが電話をかけなおして電話料金を負担しています。) ☎(0120) 965-419 (携帯電話は使えませんので、 ☎(03) 3980-4108 におかけください。) ■養育費等相談支援センター	平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日(祝休日を除く) 12:00~22:00 土曜日、祝休日 10:00~18:00 ※メール相談は 随時受付	母 父 ー

※電話番号や対応時間の変更、メールでの相談先等、詳しくは養育費等相談支援センターのホームページでご確認ください。

②	法律相談 (栃木県母子家庭等就業・自立支援センター)	弁護士による養育費等についての法律相談を実施します。	☎(028)665-7801 ■栃木県母子家庭等就業・自立支援センター(宇都宮市野沢町 4-1 とちぎ男女共同参画センター パルティ内)	毎月第2・4水曜日(祝休日の場合は開催週を変更) 午前中 1人30分程度(希望日前日の午前中までに要予約)	母 父 寡 予約受付時間は、9頁(1)②をご覧ください
---	-------------------------------	----------------------------	---	---	--------------------------------

(3) 子どもや家庭に関する相談

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	日光市家庭児童相談室	子どもや子育てに関する相談を専門の相談員がお受けします。	☎(0288)30-7830 ■日光市家庭児童相談室(日光市今市1659-10、今市中学校向かい・シルバー人材センター隣)	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く) ※電話相談は24時間対応	母 父 -
②	未就学児についての相談 (日光市地域子育て支援センター)	子育てに関する相談をお受けします。	☎(0288)22-2299 ■日光市地域子育て支援センター ぽかぽか(日光市今市412-1日光ランドマーク3階)	月~土曜日 8:30~17:00 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 -
③	未就学児についての相談 (健康課)	お子さんの発達や栄養に関する相談を、保健師・管理栄養士がお受けします。	☎(0288)21-2756 ■健康課(日光市平ヶ崎109 今市保健福祉センター)	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 -
④	教育支援センター教育相談部	児童・生徒の不登校等に関する相談を、教育相談員がお受けします。	☎(0288)21-9130 ■教育支援センター教育相談部(日光市大桑町136)	平日 8:30~16:45 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 -

※上記以外の相談窓口は、広報にっこう、日光市「暮らしのガイドブック」、日光市ホームページでご確認ください。

3. 手当・年金のこと

ひとり親家庭になって申請できる可能性のある手当や年金について記載しました。支給条件等、詳しくは、各問い合わせ先でご確認ください。



(1) 手当について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	児童手当	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に手当を支給します。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 ☐ 父 ☐ ー
②	児童扶養手当	離別や死別などにより父または母と生計を同じくしていない児童（父または母が障がいの場合を除く）の親に代わって児童を養育している人（養育者）に手当を支給します。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課		母 ☐ 父 ☐ ー
③	遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した児童について、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、遺児手当を支給します。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課		母 ☐ 父 ☐ ー

(2) 年金について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	国民年金保険料の免除申請	経済的事情で保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が免除される制度があります。	☎(0288) 21-5110 ■保険年金課 又は ☎(0288) 88-0082 ■日本年金機構今市年金事務所	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 ☐ 父 ☐ 寡 ☐

②	遺族年金	一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなったとき、ご家族に給付される年金です。亡くなった方の年金の加入状況によって、支給要件、申請場所が異なります。	☎(0288) 88-0082 ■日本年金機構今市年金事務所	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡
③	離婚時の厚生年金分割	離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。申請場所は年金事務所のみです。 ※離婚した日の翌日から2年を経過すると、請求することができません。	※年金分割割合を定める調停等の長期化により離婚後2年を経過した場合は、調停等の成立日から6か月以内であれば手続き可能です。		母 父 寡

※延長窓口：①保険年金課は、毎週火・木曜日に19時まで延長窓口を開設しています。
(祝休日、年末年始を除く)

4. 暮らしのこと

ひとり親家庭のみなさんの暮らしに関する記事を記載しましたので、参考にしてください。



(1) 日常生活支援について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭や寡婦の方が、病気や冠婚葬祭、学校の行事、自立や就業に関する修学、就職活動などで、育児や家事に困ったとき、一時的に家庭生活支援員を派遣する事業です。	☎(0288) 25-3070 ■日光市ひとり親家庭福祉連合会(日光市鬼怒川温泉大原2-6 日光市社会福祉協議会内)	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡

(2) 子育て支援サービスについて

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	保育施設等の 保育サービス	保育施設等における支援メニューとして、延長保育、一時保育、休日保育、病児保育、病後児保育、障がい児保育、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）等、多様なサービスの提供を行います。	☎(0288) 21-5186 ■保育課	平日 8:30~17:15 （祝休日、年末年始を除く）	母 父 -
②	放課後児童クラブ	放課後や春・夏・冬休みの期間中等に、保護者の就労等の理由で、昼間保育を必要とすると認められる場合に、保護者に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。	☎(0288) 21-5186 ■保育課		母 父 -
③	日光市ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人と、子育てのお手伝いをしたい人とが会員になって助け合い、子どもの健やかな成長を地域で応援していくための会員組織です。 保育園・小学校、習い事への送迎、一時的な預かり、産前産後家事援助などを行います。	☎(0288) 21-4152 ■日光市ファミリー・サポート・センター （日光市今市399-6）	月曜～金曜日 9:00～17:30 土曜日 9:00～12:00 （祝休日、年末年始を除く）	母 父 -

(3) 医療費について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	ひとり親家庭医療費助成制度	日光市に住民票がある18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭の親（養育者）とその児童を対象に、健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費を助成する制度です。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 -
②	ひとり親家庭医療費資金貸付制度	市が実施しているひとり親家庭医療費助成制度の受給者を対象として、入院等で医療費の一部負担金が高額になり支払いが困難な場合に、その資金を無利子でお貸しします。事前にご相談ください。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課		母 父 -



(4) 貸付について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭が経済的に困ったときに生活の安定を図るため、また、児童の就学などで資金が必要となったときに児童の福祉の向上を図るための貸付制度です。 ※貸付の種類(就学支度、修学、就職支度、修業、事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚)	☎(0288) 21-5148 ■子ども家庭支援課 ※事前にご相談ください。 なお、申請後、審査・決定及び貸付までには所定の期間が必要となります。	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡

②	ひとり親家庭等小口貸付金	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方が、緊急に必要とする生活資金として借りることができます。	☎(0288) 25-3070 ■日光市ひとり親家庭福祉連合会（日光市鬼怒川温泉大原温泉2-6 日光市社会福祉協議会内）	平日 8:30~17:15 （祝休日、年末年始を除く）	<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 寡
---	--------------	---	---	-----------------------------------	--

(5) 住まいについて

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	市営住宅入居	住宅にお困りの方で、市営住宅への入居を希望される方は、条件等を右記問い合わせ先にご確認ください。 母子及び父子家庭の方は、市営住宅に優先的に入居できる場合があります。（抽選における優遇措置）	☎(0288) 21-5164 ■建築住宅課	平日 8:30~17:15 （祝休日、年末年始を除く）	<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 -
②	県営住宅入居	住宅にお困りの方で、県営住宅への入居を希望される方は、条件等を右記問い合わせ先にご確認ください。母子及び父子家庭の方は、県営住宅に優先的に入居できる場合があります。（抽選における優遇措置）	☎(028) 626-3198 ■栃木県住宅供給公社中央支所 （宇都宮市仲町 1-1 栃木県地域づくり機構ビル 2階）	平日 9:00~17:00 （祝休日、年末年始を除く）	<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父 -

5. 仕事のこと

就労支援など、仕事に関する記事を記載しましたので、参考にしてください。



(1) 就労支援について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	母子・父子自立支援員による就労支援事業	公共職業安定所（ハローワーク）などと連携して、ひとり親家庭のお母さん・お父さんの求職活動や就労準備の支援をします。	☎(0288) 21-5148 ■子ども家庭支援課	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 父 寡
②	栃木県母子家庭等就業・自立支援センター	公共職業安定所（ハローワーク）と連携した求人情報や独自開拓した求人情報などにより、就業情報の提供、就業相談、就職のあっせん等を行います。(お子様同伴可)。また、就業に結びつく可能性の高い資格取得のための講習会を実施しています。	☎(028) 665-7801 ■栃木県母子家庭等就業・自立支援センター(宇都宮市野沢町 4-1 とちぎ男女共同参画センター パルティ内)	火~日曜日 9:00~17:00 ※相談受付は16:00まで (月曜日、祝休日、年末年始を除く) ※3頁(2)②法律相談は、希望日前日の午前中までに要予約。	母 父 寡

(2) 就労支援、資格取得に向けての給付金等について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	自立支援教育 訓練給付金	ひとり親家庭の母または父が就職やキャリアアップのため、あらかじめ市の指定を受けた「教育訓練講座」を受講し修了した場合、受講に要した経費の一部を支給します。	☎(0288) 21-5148 ■子ども家庭支援課 ※事前に相談が必要です。	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> ー
②	高等職業訓練 促進給付金等	ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格の取得を目的として、養成機関において修業する場合に一定期間「高等職業訓練促進給付金等」を支給し、生活の負担を軽減します。	☎(0288) 21-5148 ■子ども家庭支援課 ※事前に相談が必要です。	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> ー
③	ひとり親家庭 高等職業訓練 促進資金貸付 事業	※②の給付金を受けて養成機関に入学する方や、養成機関卒業後資格を取得した方を対象に、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。	※申請は、栃木県ひとり親福祉連合会で受付 ※事前に相談が必要です。		※②の給付金を受けた方
④	高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業 給付金	中学校卒（高等学校中退を含む）のひとり親家庭の母または父、そのお子さん（20歳未満）が、高等学校卒業程度認定試験の合格のための講座を受講した場合、受講終了後及び認定試験合格後に受講料の一部を支給します。	☎(0288) 21-5148 ■子ども家庭支援課 ※事前に相談が必要です。		母 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> ー

6. 優遇制度のこと

ひとり親家庭の方が受けられる可能性のある優遇制度について記載しましたので、参考にしてください。



(1) 優遇制度について

No	名称	内容	問い合わせ先	対応時間	対象
①	寡婦控除 (税の所得控除)	夫と死別もしくは離婚などをした女性で、再婚していない場合は、寡婦控除が適用になります。 ※一定の要件(所得や扶養親族等)がありますので、詳しくはお問い合わせください。	☎(0288) 21-5113 ■税務課	平日 8:30~17:15 (祝休日、年末年始を除く)	— — 寡
②	ひとり親控除 (税の所得控除)	性別にかかわらず、婚姻をしていない方(死別・離婚含む)で子供を持つ場合は、ひとり親控除が適用になります。 ※一定の要件(所得や扶養親族等)がありますので、詳しくはお問い合わせください。	☎(0288) 21-5113 ■税務課		母 父 —
③	JR 定期券の割引にかかる 証明書の発行	児童扶養手当受給世帯の方は、JR 通勤定期乗車券が3割引で購入できます。 事前に市が発行する定期券の購入証明書が必要です。	☎(0288) 21-5101 ■子ども家庭支援課		母 父 —

※延長窓口：①②税務課は、毎週火・木曜日に19時まで延長窓口を開設しています。
(祝休日、年末年始を除く)

メ 七

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.



掲載内容については、発行日現在のものです。
変更になる場合がありますので、
詳細については、各問い合わせ先でご確認ください。

日光市ひとり親家庭等応援ガイドブック

発行年月：令和5年7月（改訂）
発行：日光市健康福祉部 子ども家庭支援課
〒321-1292
栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL：0288-21-5148（直通）
FAX：0288-21-5105
